

承継新聞

事業承継診断の集計結果報告

251社が引継ぎ支援センターへ

『60歳を過ぎたら、事業承継のことを考えてみませんか?』を合言葉に、事業承継の必要性に気づくための事業承継診断。昨年、6月から県内支援機関で開始した事業承継診断の1月末までの集計結果が2月21日開催のネットワーク会議で公表されました。

平成30年度の目標5千件に対して、4千5百件あまりの企業の方々に協力をいただくことができました。

十年後の後継者は?

『10年後の夢を語り合える候補者の割合は?』という問いには、2381人(53.1%)の方が「いる」という回答でした。

商工会・商工会議所・金融機関の支援組織は、回答をいただいた方の中で、251社の方に対して、事業引継ぎ支援センターの支援が必要と回答しています。

これらの企業の方へ、課題解決のための支援を目的に、引継ぎ支援センターのブロック・コーディネーターが現地で直接企業の方にヒアリングを行い、専門家を派遣して、事業承継の課題解決を目指しています。

大分県事業承継新聞

2月25日
(月曜日)

発行所:大分県商工会連合会
事業引継ぎ支援センター
【事業承継ネットワーク事業】
〒870-0026
大分市金池町3-1-64
大分県中小企業会館5F
Tel 097-535-7230
Fax 097-585-5011

『支援の必要がない』とされた1080件のうち、355件(45.4%)が『廃業する』という残念な結果になっています。

『既に後継者が決まっている』と答えた方も153件(19%)ありました。

『まだ考えられない』という方も85件(11%)あり、円滑な事業承継には、5年から10年かかるという現実があります。早すぎて悪いということはありません。早期準備のための事業承継計画策定等については、支援団体を通じて、センターにお申し込みください。

オール大分で支援を確認

ネットワーク会議では、288の構成団体(金融機関、商工団体、士業の団体、国・県等)がそれぞれの取組を発表するとともに、来年度以降も各団体が連携を密にして支援していくことを確認しました。

引継ぎ支援センター内の親族承継を担当するプッシュ型事業事務局からは、税理士や中小企業診断士、弁護士等の専門家を本年1月末までに60社ほどに派遣をして、行った事業承継の際の課題解決の支援事例を発表しました。会社組

織にしている企業の方が、自社株式についての贈与や相続税問題に無関心であり、株価評価をしてみると、早期に解決しなければならぬ問題が出てきた事例、個人事業主の開業の際の贈与と税の問題等、事業承継に関しては、きめの細かい支援が必要であることが強調されました。



まる得情報

事業承継補助金の活用をご存知?

事業承継をきっかけに、『経営革新等に関する補助金』、『事業転換に挑戦する』の方などを対象に、平成31年度も事業承継補助金の制度が予定されています。平成30年度は、大分県から15件の採択が出て、事業承継時の設備資金等に活用されました。

経営指導員が指導手法を学ぶ



県内には、17商工会・10商工会議所があり、100人を超える経営指導員が経営改善普及事業に従事しています。金融・税務・労働・取引・ITなど、経営に関するあらゆる悩みの支援を行っています。今回、事業承継に関する相談にも柔軟に対応する知識や手法の習得を目的とした研修会を2月6日に大分市で開催しました。講師は、池田至郎税理士、石井公二郎中小企業診断士、亀田朝恵司法書士、藤嶋司公認会計士、上野貴士弁護士との5人の専門家。それぞれが持ち時間の中で、事業承継の課題や支援手法をたっぷりと話していただきました。

また事前に経営指導員から寄せられた質問にも答えていただき、出席した経営指導員からは、『深い知識のある専門家から学んだ支援手法をしっかりと活かしていきたい』など、実のある研修になりました。

補助金申請の条件は、事業承継をきっかけに新しい取り組み等を実施した中小企業者等が対象です。経営革新を行う場合、最大200万円(補助率3分の2)で、既存事業の集約や廃業等を行う場合は、最大300万円の上乗せがあります。

この補助金の申請要件に該当するかどうか、申請する可能性がある事業者の方は、正式な公募要領の公表はまだですが、お近くの商工会・商工会議所や認定支援機関(金融機関、税理士等)に事前相談をされるのは、いかがでしょうか?

三三情報 (M&Aを考へる方へ)
朝下(中野)も、会社の重宝の話を聞いて、M&A(合併・買収)は、一番前までは、少しイメージの悪い印象を持たれた言葉でしたが、今は会社がうまく継続していくための手法として定着してきています。
大分県事業引継ぎ支援センターにおいても、『後継者がいないので、どこかの会社を引き継いでくれるところはありませんか?』と、『事業を拡大していきたいので、どこかに出ていく会社はありませんか?』という問い合わせが多く、今までは40件を超える成約案件を行ってまいりました。無料で相談に応じていますので、お気軽に御用ください。
ホームページは、<https://nikitsui.ota-shokokai.or.jp/>

事例紹介

- 例一 酒類販売業が、事業承継をきっかけに食品など多種多様な商品を取りそろえた従来店と違った商品構成の店を出店。新たな顧客層を開拓して売上を増加させた。
 - 例二 鮮魚店が仕入れルートを活かして創作料理店を開店した例。
- このような事例が対象になります。補助対象になるかお気軽に、ご相談ください。

承継事例紹介



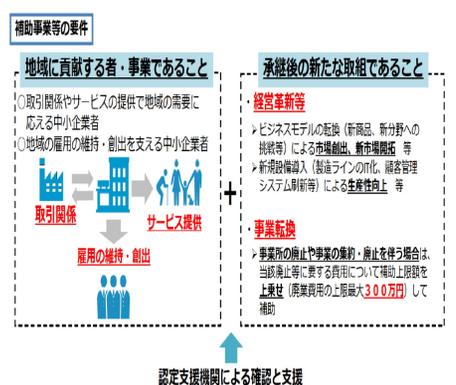
豊後大野市
三愛 甲斐田 康さん
三愛本舗は豊後大野市三重町に工房をかまえる創業から40年を数える老舗和菓子屋です。

豊後大野市の特産品である酒まんじゅうや、紅はるかを使用したいきなり団子等を製造しております。3代目である甲斐田康さんは、平成30年1月に先代である父から事業を承継しました。



この承継を機に既存の商品とは異なる視点で新商品開発に取り組み始めた康さん。『伝統を守りつつも既成観念に囚われず、新たな要素を取り入れ、時代とともに変化する消費者ニーズを捉えた商品を作りたい』という思いでの試行錯誤の中、『発酵』に着目した康さんは、祖父の代から継承されてきた伝

統と信頼のある“あんこ作りの技術”と、近年、美容・健康志向の高い方を中心に注目されている“酵素シロップ”を融合させた、新感覚の和スイーツを完成させました。
新商品名は「旅するこびる」。「旅する」は新境地を開拓するという比喩であり、「こびる」は豊後大野の方言で農作業の合間にとるおやつを意味します。大分の野菜畑と呼ばれる豊後大野発の和スイーツが、観光のお土産となることを期待しています。
康さんは、『今後は事業を継承した際から構想していた“温故知新”をテーマとした商品展開をしていき、長期的な視点で、当店だけでなく地域のブランドインフラ構築ができればと考えています。』と意欲満々。旅するこびる
0974-222-3939



贈与税の申告時期です

贈与税の申告が2月1日から始まっています。財産をもらった人が、もらった年の翌年の2月1日から3月15日までに行うことになるので、来年度以降の贈与について有利な方法を考えてみませんか？

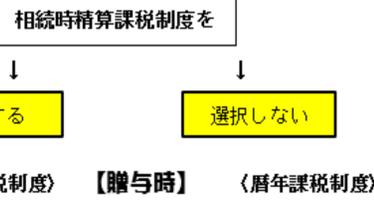
親族内の財産の承継における課題対応として、事業承継ガイドラインでは、知っておくべき基本的な制度等として次の5つが挙げられています。

- ① 暦年課税贈与
 - ② 相続時精算課税贈与
 - ③ 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度(事業承継税制)
 - ④ 小規模宅地等の特例
 - ⑤ 退職金
- この中で一般的によく利用されるのが、①の暦年課

〈参考〉 暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

相続時精算課税を選択できる場合(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

- ・財産を贈与した人(贈与者) ⇒ 60歳以上の父母または祖父母(住宅取得等資金の贈与の場合には特例がある)
- ・財産の贈与を受けた人 ⇒ 20歳以上の者のうち、贈与者の推定相続人である子又は孫(受贈者)



〔贈与時〕

〔暦年課税制度〕

〔贈与税〕

(1) 贈与財産の価額から控除する金額
特別控除額 2500万円
なお、前年までに特別控除額を使用した場合には、2500万円から既に使用した額を控除した金額が控除額となる。

(2) 税額
特別控除額を超えた部分に対して一律20%

〔贈与時〕

〔暦年課税制度〕

〔贈与税〕

(1) 贈与財産の価額から控除する金額
基礎控除額 毎年 110万円

(2) 税額
課税価格に応じた贈与税率を適用

〔相続時〕

〔相続時〕

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に、相続時精算課税を提供した贈与財産の価額(贈与時の価額)を加算して相続税を計算する。

その際、既に支払った贈与相当額を相続税額から控除。なお、控除しきれない金額は還付を受けることができる。

〔相続時〕

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はない。

ただし、相続または遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額(贈与時の価額)は加算しなければならない。

税贈与です。生前贈与において、毎年の暦年課税を前提に、年間110万円の基礎控除を活用するものではないので、基礎控除を超える部分については、10%から5%の累進税率です。贈与者・受贈者間の関係性と年齢によって税率が異なっています。一般贈与財産用と特例贈与財産用(直系尊属から20歳以上の子や孫への贈与)により、税率が異なります。

贈与に関しては、片務・諾成契約(贈与する人「ただであげましょう」、贈与される人「いただきます」)とあって成立する性質のもので、一定の手続き(贈与契約書の作成等)を踏んで客観的な証拠がないと後でトラブルになるので要注意です。

②の相続時精算課税制度も親族内の事業承継で利用される制度です。これは、(1) 満60歳以上の父母または祖父母から、満20歳以上の子及び孫等への贈与であること、(2) 2500万円までの特別控除、超えても20%の税率で贈与と贈与税を一体化して最後に

事業承継でお手伝いさせていただいた皆様へ



ブロック・コーディネーター(担当…工藤・堤・岩崎)が、事業承継計画作成、株価の評価支援、個人の開業等の支援について、専門家の先生方とお邪魔しましたが、その後、事業承継の進み具合等はどうか

がでしょうか？
うまくいっていなかったり、新たに発生した課題等がある場合は、支援機関を通じてでも結構ですので、お気軽にお声掛けください。もちろん、新たにご相談される方もお待ちしております。

平成31年の1月末までに、250件以上のお話をお聞きして、60件に専門家を派遣して問題解決にあたることができました。平成31年度も、本事業が全国で継続されることになりました。

- 〔今年度の主な支援内容〕
- ・ 法人の株価評価
 - ・ 個人事業主の開業業
 - ・ 事業承継時に就業規則整備
 - ・ 後継予定者の資質不安の解決支援
 - ・ 製造原価が高く赤字体質の改善
 - ・ 長男に承継したが、社員との関係が悪化してため打開策の相談
 - ・ 飲食業の売り上げ増の磨上げ
 - ・ 贈与税・相続税対策
 - ・ 株の分散防止の対策
 - ・ 認知症の父親からの承継手続き
 - ・ 承継時の賃貸借の契約問題

精算する制度です。精算課税制度と暦年課税は、どちらかの制度しか利用できないので要注意です。一度、精算課税を選択すると暦年課税に戻ることができません。贈与してもらう人がそれぞれ判断することは可能です。

精算課税を選択したほうが有利なケースや暦年課税制度を選択したほうが有利なケースも想定されます。値上がりが見込める財産や着実に収入を生む財産を贈与する場合などは、遺留分(兄弟・姉妹以外の法定相続人は被相続人の意思によっても奪うことができないこと)の心配もありません。具体的な方法で悩んでおられる経営者の方は、顧問の税理士さんに相談されたり、親族内承継計画書作成のお手伝いをしていく事業引継ぎ支援センターにご相談されてはいかがでしょうか？

60歳超の経営者の皆様へ！ この広報記事が新聞に掲載されました！

2025年には245万の中小企業経営者が平均引継年齢の70歳を迎え、この半数が後継者未定です。つまり、2025年までに、全国382万企業の3分の1(127万社)が廃業の危険を迫られる可能性があり、このまま何もしないと「大廃業時代」を迎えてしまいます。そこで、大分県事業引継ぎ支援センターでは、県内の商工会・商工会議所、県内金融機関の協力により「事業承継診断」を実施(まだ受けていない企業はご一報を)しており、診断結果をもとに、事業承継のお手伝いを実施しています。下記は、簡易診断です。貴社がどこに該当するかお試しください。

60歳から始める事業承継自己診断

経営者のみなさん、後継者は決まっていますか？
事業承継は多くの課題と時間が必要となります。まずは、簡単な事業承継自己診断をしてみませんか？

スタート はい ⇒ いいえ ⇒

後継者候補はいますか？

親族内(役員・従業員)の中に後継者候補にしたい人材はいますか？

事業の売却や譲渡の候補先や、相談できる専門家等がありますか？

事業承継に向けた具体的な準備をしていますか？

候補者への後継者育成や引き継ぎ準備期間を確保することができますか？

事業承継のスケジュールを具体的に計画していますか？

引継ぎ可能な事業承継に向けた準備を始めていますか？

相談が必要な場合はお近くの商工会・商工会議所へご連絡ください。

事業承継を見据えた現状把握が必要

事業承継に向けた経営状況や財務状況の把握、課題の認識、経営改善が必要となります。お近くの商工会・商工会議所、大分県事業引継ぎ支援センターへご相談ください。

相談できる専門家等と事業承継に向けた準備を進めてください。

大分県事業引継ぎ支援センターへご相談ください。

親族内承継、親族外承継、第三者承継の支援を行っています。事業承継補助金に関するご質問、後継者探し、後継者人材バンクへの登録等、事業承継に関するあらゆる相談を行っています。事業承継診断書は、<https://hikitsugi.oita-shokokai.or.jp/push/shindan.php> をご覧ください。診断希望の場合はお近くの商工会・商工会議所にもご相談ください。

大分県事業引継ぎ支援センターがお手伝いできること

事業承継診断
商工会・商工会議所等の職員が「貴社の後継者候補を7人紹介します。」

専門家による支援
税金、法律、登記、雇用関係等、発生する問題を解決！

事業承継計画書作成
年度ごとの事業計画、後継者への引継ぎ準備の計画を作成！

後継者にスムーズなバトンタッチするための設計図作成の支援を行います。より企業を磨き上げ、安心して後継者に引き継ぐためのロードマップのような資料です！

いつ頃、社内に向けた計画発表や、贈与税対策をしなければならぬかタイムスケジュールがわかってきました。

話しを切り出さずに済んだ。過去のことも計画書がきっかけで振り返ることができました。

編集後記

あと2か月もしないうちに新しい『元号』が決まります。

この機会に、子供さんや親族の方に事業を譲ろうという案件も出てきました。

60歳は、一昔前までは、老人というイメージ(童謡で『村のはずれの船頭さん』、今年60のおじいさん』という歌があったことを思い出しました)でした。今は、若々しい60歳も多いのですが、還暦を機会に、ちょっと立ち止まって次のスタートのことも考えてみることも大事ではないでしょうか？5回目の干支を迎えた猪年の方は特に、ご一考を！

今号のオススメ本

たった1年で会社をわが子に引き継ぐ方法 (浅野佳史著)

親子間での事業承継の割合が減り、承継期間も5年〜10年かかるといわれています。本書は承継に必要な準備を7ステップに分け、時間のない経営者に効率よく事業承継を進めるための手順を、チェックシート等を基に分かりやすく記載しています。子供が事業に関心を持てる環境づくりも肝要だとも説いています。